

廃液処理 よくある質問

— 様式について —

Q.様式のフォントや表枠のサイズを変えても良いですか？

A.はい良いです。但し、センター担当者が記入内容を目視確認しやすいサイズで変更願います。

Q.様式の年月日は和暦、西暦のどちらで記入するのですか？

A.西暦下2桁で記入願います。

Q.様式2 有害固形廃棄物の可燃・不燃はどのように記述すると良いですか？

A.該当する何れかを○で囲んでください。

Q.様式に押印は必要ですか？

A.押印は全て不要です。

— 産廃業者の回収について（令和4年4月～12月暫定） —

Q:回収を依頼する全ての廃液容器に表示札と分類テープを貼る必要がありますか？

A:はい。回収を依頼する全ての容器に対して、必ず容器毎に表示札と分類テープを貼って下さい。

産廃業者は表示札が貼られていない容器を回収しません。



(悪い例) 一部の容器にしか貼っていない



(良い例) 全部に貼っている

Q:表示札の書き方がわかりません。

A:環境安全センターに表示札、伝票の記入例を公開しています（別添3）ので参照ください。

Q:表示札に成分データを書く必要がありますか？

A:はい。必ず適切に書いてください。

産業廃棄物業者は表示札に書かれた情報を元にして廃液の処理方法を判断します。作業員の安全を守り、また誤った記述で業者が処理装置を壊さないようにする配慮が必要です。廃液の性状や濃度が判るように適切な記述をお願いします。

Q:破損した容器で廃液回収を依頼しても良いですか？

A:だめです。廃液は必ず破損のない容器に入れてください。廃液は北九州の工場まで運びます。破損容器は液漏れによる事故の原因になりますので、業者とご自身の安全を守るため正しい容器で回収をご依頼願います。

別添2. よくある質問

Q:回収用の廃液容器はいつ配布してもらえるのですか？

A:はい。従来と同様、基本翌月の回収日に回収した数と同数の容器をお渡しします。

Q:研究室の容器を返却してもらえますか？

A:いいえ。容器は返却できませんが、代わりに同サイズの新品容器を準備します。容器のお渡しは令和5年1月からの見通しです。廃液回収の都度、順次お返しする予定です。

Q:分類テープは廃液の排出元が貼るのですか？

A:はい。新品の容器をお渡しします。ご自身の安全を守るため保管廃液の分類に応じて各研究室で分類テープを貼ってください。

Q:何故、回収容器をリユースしないのですか？

A:産廃業者に回収容器のリユースサービスが無いからです。